

○町田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

平成18年4月24日

規則第36号

いきいき生活部介護保険課

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は指定申請書により行うものとする。

2 法第115条の22第1項の規定により市長の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(平22規則49・平31規則21・令5規則32・一部改正)

(変更の届出等)

第3条 法第115条の25の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項に規定する事項の変更に係るものにあつては変更届出書により、当該指定に係る事業（以下「事業」という。）の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書により、事業の再開に係るものにあつては再開届出書により、それぞれ行うものとする。

(平22規則49・平31規則21・令5規則32・一部改正)

(指定の更新の申請)

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定更新申請書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項に規定する指定の更新について準用する。

(平 2 2 規則 4 9 ・ 平 3 1 規則 2 1 ・ 令 5 規則 3 2 ・ 一部改正)

(事業所情報の提供)

第 5 条 市長は、法第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定による指定、法第 1 1 5 条の 2 5 第 1 項の規定による届出の受理又は法第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 の規定による指定の更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、東京都、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日及び住所

(3) 指定等をした年月日

(4) 事業の開始年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業者番号

(7) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(8) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(平 3 1 規則 2 1 ・ 令 5 規則 3 2 ・ 一部改正)

(様式)

第 6 条 この規則の施行について必要な様式は、市長が別に定める。

(平 3 1 規則 2 1 ・ 追加、令 5 規則 3 2 ・ 一部改正)

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、事業所の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 2 規則 4 9 ・ 旧第 7 条繰上、平 3 1 規則 2 1 ・ 旧第 6 条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 7 月 30 日規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 15 日規則第 21 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の町田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 31 日規則第 32 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。